

国民年金保険料の支払いに困ったら・・・ 国民年金保険料免除制度をご利用ください

国民年金の長い加入期間中には、病気やけが、失業などの経済的な理由で、保険料を支払うことがどうしても困難な時期があるかもしれません。そんな時、免除制度があなたの年金を守ります。

- 収入が少なく、生活にお困りの時
- 病気やけがなどで、経済的に困りの時
- 失業や営業不振などで保険料を納めることに困りの時

手続きは、「免除申請書」に必要事項を記入し、国民年金の窓口へ提出してください。

※継続申請に該当する人以外は毎年申請が必要です。




(注意) 申請しても社会保険事務所で審査されて認められないこともあります。

未納のまま、「免除・納付猶予」を申請し承認された場合の比較

区分	年金を受けるための資格期間	受け取る年金額には？	後から保険料を納めることは？
未納の場合	受給資格期間に入りません	年金額に反映されません	2年を過ぎると納められません
免除・猶予申請し承認された場合	「全額免除」	全額納めた時の3分の1の金額が受けられます	10年前の分までさかのぼって納めることができます 注意：承認を受けた当時から2年度を過ぎて納める場合は加算額がつきます
	「4分の3免除」	全額納めた時の2分の1の金額が受けられます	
	「半額免除」	全額納めた時の3分の2の金額が受けられます	
	「4分の1免除」	全額納めた時の6分の5の金額が受けられます	
	注意：「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」は、それぞれ「4分の1(3,530円/月)」・「半額(7,050円/月)」・「4分の3(10,580円/月)」を納付しなければ未納扱いになります。		
「若年者納付猶予」	受給資格期間に入ります	収めなければ年金額には反映されません	

免除対象となる所得(収入)の目安(平成19年度の基準)

()内は収入

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯(夫婦、子2人) 	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
※子はいずれも16歳未満				
2人世帯(夫婦のみ) 	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯 	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるため、この表はあくまで目安です。

5月19日(土)旭機工(株)が道の駅旭志南側広場でボランティア作業

旭機工(株)の職員など約10人が、道の駅旭志南側広場の清掃作業を行いました。これは同社が旭志での創業から26年を迎えることから「何か地域に恩返しをしたい」と、ボランティアで行われたものです。

広場にある送電線付近には木が生い茂り、10年以上もそのままにされていたが、2時間程の作業が終了したときには、すっきりとした木々の間から送電線がその姿を見せていました。

同社の平山 勝代表取締役は「今までは広場の遊具の近くに木々が生い茂り危なかったのですが、これからは安心して遊んでもらいたいです」と話されました。



ボランティアで作業を行う、旭機工(株)の職員

5月20日(日)菊池川水防演習

梅雨入りを前に、菊池市七城町林原の菊池川河川敷で菊池川水防演習がありました。水防活動の保持と能率向上並びに水防意識の高揚を図り、水防体制の整備強化と水防に対する地域住民の協力と理解を求めることを目的に行われたもので、菊池市水防団員や安全協力会など約500人が参加しました。

演習は「大雨で菊池川が増水し、氾濫の恐れがある」との想定で実施され、参加した6つの班が、激しい流れなどで堤防が崩れるのを防ぐ「木流し工法」や、堤防の裏のり面に生じた亀裂の拡大を防ぐ「繋ぎ縫い工法」などを披露しました。

工法演習を実施した各班は、班長の指揮のもと、本番さながらの機敏な行動で、そして真剣に演習に取り組んでいました。



堤防の裏のり面に生じた亀裂の拡大を防ぐ「繋ぎ縫い工法」を披露する、国土交通省班の班員たち



●「菊池市防災マップ」で日頃から防災対策を!

災害はいつ、どこで発生するか分かりません。5月に各家庭に配布した「菊池市防災マップ」などを参考に、日頃から地域や家庭で災害対策を心がけましょう。防災マップをお持ちでない人は、市役所安全対策課または各総合支所にありますので、必要な場合は問い合わせください。

●菊池市役所安全対策課 ☎ (25) 1111

菖蒲の節句の「ちまき作り」体験 旭志公民館だより②

岩本自治公民館(岩根千春館長)では、本年度、月に1回自治公民館講座を開催することにしています。1回目の講座を終え、2回目の講座となる4月27日には20人ほどが参加し、「1年間にある五つの節句」を勉強し、その後、菖蒲(しょうぶ)の節句に食べる「ちまき作り」を体験しました。

「10~20年前には、どこの家庭でも川に笹の葉やかやを取りに行き、健康長寿を祈りながら家で『ちまき』を作ったものです。このような行事をなくさず受け継いでいかなければいけませんね」と地元の岩根まし子さんの指導のもと、受講生たちはかやの葉にだんごを包みながら、一つ一つちまき作りをしました。

今回受講した皆さんの家庭では、来年の菖蒲の節句には「ちまき作り」が行われることでしょう。



菖蒲(しょうぶ)の節句に食べる「ちまき作り」を体験した参加者たち